

生命保険会社の現物給付解禁は実現するか？

株式会社メモリード・ライフ 古川誠社長

生命保険会社（以下、生保）が保険金の代わりにサービスや物品を直接提供する「現物給付」は現状、保険業法で原則禁じられている。しかし、首相の諮問機関である金融審議会で議論が行われ介護や葬儀の分野で、規制緩和に向けた動きがあるという。今後、規制緩和は実現するか、また実現した場合、葬儀業界にどのような影響が生じるのか、少額短期保険会社、株式会社メモリード・ライフ（東京都文京区）、古川誠社長に話を聞いた。

——金融審議会ではどのような議論がなされているのか？

古川 金融審議会の分科会のワーキング・グループというところで、保険法の改正の対応について昨年から動きがあり、その中で昨年11月に検討されている。

少額短期保険協会の専務理事も出席していて、その報告によれば、生保については長期契約とともに、物価上昇などの局面に現物を対応させることができないのではないかということと、全国で均一サービスが提供できないのではないかということが、問題になってきた。

古川誠社長



——なぜ今、現物給付が改めて議題に上ったのか？

古川 サービスの拡充という点で、日本では保険を通じてのサービスは現状、現金の支払いというサービスしかないが、欧米などでは現物給付というサービスがある。日本でも、サービスの多様化という点で、このことについてはずっと検討されていた。

また、保険料の決定は運用利率を見込んで行っている。金融庁で標準利率を設定しているが、従来1.5%だったものが、今年の4月から1%に変更される。10年国債の利回りが、数年前まで1.5%前後あったものが、今は1%を切っている現状に合わせたと思われる。

生保各社がそれに合わせて予定利率を1%で計算した保険利率に合わせるとなると、終身保険や掛け捨ての保険でも長期のものは、保険商品そのものは同じでも保険料が上がることになる。

さらに、保険商品もある程度出そろってしまったので、今後、目先の変わったものがないと売れなく

なるという考え方もあるだろう。競争相手との間で差が付きづらい。

現物給付が可能になれば、提供できる現物が良ければ、それによって比較できるようになるというわけだ。高齢化社会を見据えて、介護も葬儀も含めて現物給付という動きになっていると考えるとつじつまが合う。

——生保ではこのような動きをどのように考えているのか？

古川 介護や葬儀の現物給付は生保としても興味のある分野であろう。

ただ、日本経済新聞に掲載された記事を見ると、たとえば介護施設の入居の権利を現物とすると書いているが、本当にできるだろうか？ という疑問もある。というのも、介護施設は受け入れる器が無ければ対応できない上、いつ、どのくらいの利用が発生するのかが分からないからだ。

介護施設は一度入ってしまうと、その後何年そこにいるのかは分からない。入る人が増えればどんどん拡大する必要がある。施設の増加が間に合わなくなれば一挙にパンクする恐れがある。現物給付とは言いながら、給付を受けられないケースも出てくる可能性がある。もし、一件でも希望したのに入居できないという契約が発生すれば、問題になる。

このように考えると、ある程度件数も予測できる葬儀の方がやりやすいだろう。

死亡者数はある程度予測でき、また多少、予測より増えたからと言って、葬儀ができないということはない。施行日を一日、二日待ってもらうことがあつたとしても、大きな問題にはならない。このように考えると、葬儀の方が介護よりも入りやすいので、大手の生保にとっても関心は高いと思われる。

ただし、葬儀サービスの均一化に関して言えば課題がある。

現物給付を認めるとなった場合、大手の互助会や葬儀社では自社の斎場がある地域では葬儀の費用をパターン化し、同一水準の葬儀を実行できる。だから、年齢、性別で同じ保険料にそろえたサービスを提供できる。しかし、契約者がそれ以外の地域に引っ越した場合はどうなるか？ といった問題である。引っ越した先で新たに葬儀社を見つけましょうとなると、

葬儀の内容はともかく、質という面で同一レベルのものを保証できるか？ という問題が発生する。

保険会社がそのことに対して、どこまで責任を負うのかが、私には見えてこない。このあたりの問題をどこまで法制化して、きちんと担保していくのかが見えない。

——海外で現物給付を行っている国では、このような問題をどうクリアしているか？

古川 昨年、互助会保証株式会社および、その保証先も互助会各社でオランダに視察に行った。オランダでは葬儀保険で現物給付ができ、世帯数の70%ほどが加入している。この国の場合、葬儀を行う協同組合があり、その組合員に対して保険で葬儀を上げられるというものだが、これは組合で、葬儀のスタンダードを作っている。

また、アメリカなどの例を調べてみると、期間10年の保険などは物価水準が上がった時に、その金額のまま葬儀サービスの質を落とすのか、保険金を大きくして当初予定していたサービスを提供するのか、見直しを行うという規定のある商品もある。それだけを見ると、少額短期保険の場合は、現状でも1年間の更新の際に見直しを行っていくことができる。現状では、第三者の受け取りなど手続きが難しいが、現物給付保険であれば、葬儀を行った時に葬儀費用を業者に支払うことは可能になる。

また、オランダも、現物給付と、現金支払いと、現物給付プラス現金給付という3つのパターンを用意しており、それを消費者が選択できる。契約者が生保会社がサービスを提供できる範囲の外に移動した場合、現物での支給は受けられないので現金で支払われるということもある。サービスレベルが低下するというリスクは消費者が選択することで回避できるだろう。

日本の場合、それぞれの会社によって葬儀の質が変わる。同じ町で同じ公営の施設を使用した場合でも、施設の利用料は同じであったとしても、棺から何から、異なる。スタンダードな基準を設けても、果たしてそろうかどうか。実際に現物給付で葬儀を実行するに当たっては、検討すべきハードルはいくつもあることが分かる。もし大手の生保会社が一気に全国に広げていった場合、各地の葬儀社との提携

——「問題」とはどのようなことか？

過去、現物給付が話し合われながらも実現しなかった理由には、現物給付に伴う費用が物価上昇に

は困難を伴うだろう。

互助会などで葬儀保険に対するスタンダードとして統一基準を作れれば、保険会社はどこでもそれに乗ることができるだろう。ただし、葬儀社なり、互助会が、基準に則ってきちんと葬儀を施行してくれるかどうかの判断も必要となる。

当社のことについて考えれば、当社が現物給付を行うに当たって一番安全なのは、メモリードはじめとした代理店のサービスと当社の保険を一体化させることである。その中で、基準を設けて提供するサービスを決めれば、保険サービスの価格も決まってくる。

個人的には、まずは少額短期保険に現物給付を認めて、段階的に生保へ広げていくという方法もあるのではないかと思っている。

——仮に現物給付が認められた場合、生保が葬儀社に対して施行を依頼するときの条件は、どの程度のものが求められると考えるか？

古川 約款で葬儀費用を担保するとは書けないだろう。「葬儀に伴う、これとこれの費用は保険で提供する」とか、または選択制にしてどこまでオプションを付けるかというように、保険の契約上で、「保険を掛けることで何を受けられるのか」ということは決める必要があるだろう。保険会社として商品を出すのであれば、「何万円払います」というではなく、「葬儀のうち、何と何を提供します」というものを作りなさいという規制が掛けられると予想する。そして、それがもとになって保険料の設定が行われるだろう。

次に、実際に施行する先はどのように規制される

かということについては、全国をある程度カバーできて、ある程度均一のサービスを提供できる互助会や葬儀社となるのだろうが、財務内容がしっかりとしている、コンプライアンスがしっかりとしているなどといった葬儀施行の受け入れ先の条件設定が難しい。死亡保険金の受取先が葬儀社になると、やみくもに提携先を広げてしまうと、実際に施行したかどうか、確認する際に親族の誰かに「葬儀を行ったか」ということを確認しなければならなくなる。今後、つめなければならないことのひとつだ。

——生保で現物給付付の商品が出た場合、販売はどのようにするのか？

古川 販売規制として、どのようなルールが作られるかは分からない。ただし、保険金を払うわけではないので、現物についての説明ができなければならない。そのため、一定レベルの説明のできる人にしか販売できないだろう。

——現物給付の話は、今後、実現すると考えるか？

古川 平成20年に行われた審議では、消費者団体などの問題点指摘もあって立ち消えとなつたが、今回は消費者に選択してもらうということで、この問題もクリアできる。

法律改正後、現物給付に関する監督スキームなど行政でも詰めるべきところはあるので来年すぐに、というのは難しいだろう。しかし、2、3年のうちに現物給付が認められるというのはありうると考えている。